



COP 13 及び COP/MOP3 ハイライト 2007年12月10日(月) 議事

12月10日(月)は、翌日に予定される、実施に関する補助機関(SBI)及び科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の閉会プレナリー(全体会合)までの作業完了をめざし、終日コンタクトグループ及び非公式折衝が行われた。こうした協議の結果、適応基金、教育・訓練・啓発、緩和、CDMに基づく炭素回収・貯留(CCS)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、ナイロビ作業計画(NWP)など幅広い問題に関して作業を完了した。キャパシティビルディング(能力向上)、非附属書I締約国の国別報告書、森林減少からの排出量の削減、技術移転などについては、夜まで討議が継続された。また、国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)の下での長期的協力、附属書I国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)、京都議定書第9条の下での第2回レビュー(見直し)などの問題についても、引き続き協議が行われた。

コンタクトグループ及び非公式協議

附属書I国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG) : AWGのCharles議長は、AWGの作業計画に関する草案の改訂版や作業方法、今後の会合スケジュールなどに関する非公式協議を午前中に開催した。特に、附属書I締約国が排出削減目標を達成するために利用できる手段や、各種ツールや措置、手法などがとりわけ途上国に及ぼすスピルオーバー効果、IPCCのAR4に関する記載などについて集中的に協議が行われた。

午後からのコンタクトグループではCharles議長が新たな素案を配布した。欧州連合(EU)は、特に第9条の見直しについて、その他の2013年以降のプロセスと連携を図るのが良いと強調する一方、オーストラリア、カナダなどが、パリ・ロードマップについて記載するべきだと強調した。その後、議長案についてパラグラフごとに検討が行われた。EUは、今後10-15年間に世界の排出量をピークに達するように歯止めをかけ、今世紀半ばまでに2000年水準以下に排出量を削減させるということはIPCCの第4次評価報告書(AR4)に沿った内容であることをAWGとして“合意した”という文章を追加するよう提案した。夕方遅くまで非公式協議が続けられた。

京都議定書第9条の下での第2回見直し-その範囲と内容: 午前のコンタクトグループでは、8日(土)夜に提出された共同議長案について検討が行われた。附属書I締約国の多くが、見直しの際は京都議定書の実効性について焦点をあてて作業すべきだと主張したが、実施について焦点をあてるべきだと主張する非附属書I締約国の反対に遭った。オーストラリア、ロシア、カナダおよび小島嶼国連合(AOSIS)の立場からミクロネシアが、特別作業部会を立ち上げる案を支持したが、アフリカグループの立場から南アフリカ、中国、サウジアラビア、インドなどが反対を唱えた。



日本、欧州連合（EU）、カナダ、ロシア、小島嶼国連合（AOSIS）は、京都議定書の附属書（Annexes）改正手続きについて締約国の意見提出を求めるよう提案したが、中国、サウジアラビア、インドなどが反対した。スイスなどが、特に2013年以降の問題について、COP/MOPの決議を予断するような文章であってはならないと主張した。アフリカグループは、適応基金の助成のため柔軟性メカニズムによる収益に対する課税制度と衡平なCDMプロジェクトの分配が必要だと主張した。ノルウェーは、バンカー燃料について明白に言及するよう要請した。12月10日（月）遅くまで議長による修正案を踏まえた非公式協議が続けられた。

条約（UNFCCC）の下での長期的協力: Bamsey及びDe Wet共同進行役により、ノンペーパーとして発表された両議長案に関する非公式協議が行われた。協議された内容は下記の通り：適応に関する言及の強調、4つの構成要素の明確化、気温上昇2°C抑制に関する言及、数値目標（quantified emission limitation and reduction commitments：数値的な排出抑制および削減の約束）に関する記載、地球規模の長期目標、約束（コミットメント）を含めたすべての締約国による緩和への貢献のありかた、横断的な問題としての後発開発途上国（LDCs）および小島嶼後発途上国（SIDs）の取扱い、科学的証拠に関するパラグラフの削除、交渉のための委員会の設立、附属書I締約国の非遵守問題との関連性を含めた適応のためのリソース問題、エネルギー安全保障の除外、“衡平性”についての言及等。また、作業計画に関連するかもしれないとして提起された問題についての非網羅的なリストを盛り込んだ付属書の新たな素案について各国の意見が述べられた。多くの締約国代表がこのプロセスの後でそうしたリストを作成する方が良いという意見を寄せた。運用面に関するパラグラフについては、同プロセスに関する代案や、航空・海運からの排出量、定量化や検証が可能な排出削減につながるような持続可能な開発に関する政策措置を途上国が実施できるようにするためのインセンティブなどに関する代替案が提出された。夜にかけて非公式折衝が続けられた。

適応基金: 午後遅くに行われたコンタクトグループでは、Anaedu共同議長が非公式協議から持ち上がった改訂文を紹介した。G-77/中国の立場から懸念を表明した南アフリカの意見を受けて、将来の何らかの制度的な取り決めが現行のプロジェクト活動にどのような影響を及ぼすかという点について1パラグラフ追加するという事で締約国が合意した。また、執行機関、役割、事務局、理事会の役員やその他の制度的な取り決めも含めて、適応基金の運営方法についてのCOP/MOP決議が締約国の合意を受け、適応基金理事会は、国連の5つの地域グループからそれぞれ2名ずつ、小島嶼後発途上国（SIDs）から1名、後発開発途上国（LDCs）から1名、非附属書I締約国から他2名、附属書I国から他2名の計16名から構成されるということになった。同決議案は、事務局は“機能的に独立した効果的な方法で”役務を提供し、地球環境ファシリティ（GEF）が“暫定的に”事務局の役務を提供するよう求めるとともに、暫定的に世界銀行が適応基金の評議理事（trustee）を務めるよう要請すると定めている。また、適応基金に関するすべての問題について、京都議定書第6回締約国会合（COP/MOP 6）で検討に付すこととし、以後3年ごとにレビュー（見直し）を行うことと規定した。



ブエノスアイレス作業計画 (決議 1/CP.10): 午後遅くに行われたコンタクトグループでは、改訂版SBI結論書草案についてパラグラフごとの検討が行われた。第28回補助機関会合 (SB 28) でSBI及びSBSTA両議長の下で合同会合を開催するという提案については、米国が反対の意を示したが、欧州連合 (EU) などが、SBSTAの下でナイロビ作業計画に関する問題を検討することがSBIにとって重要な意味をもつのだとし、合同会合の開催案に対する支持を表明した。その後も非公式協議が続けられた。

キャパシティビルディング (能力向上): UNFCCCの下でのキャパシティビルディング (能力向上) については特に、どのような形で成果を出すべきかという問題で意見の食い違いが残った。タンザニアは G-77/中国の立場からCOP決議を出すよう求め、欧州連合 (EU) はSBIとして結論書を出すよう主張した。さらに、議論のたたき台とすべきか素案文を巡っても意見は分かれた。夜にかけて非公式協議が続いた。

CDMに基づく炭素回収・貯留 (CCS): 10日 (月) 午前に行われたコンタクトグループと非公式協議の後でも、政府間組織やNGOから提出された意見書の内容やインターセッションのワークショップ開催の是非などが未解決事項として残った。Radunsky共同議長は、関連するパラグラフを削除するか、手続きだけに関するSBSTA結論書とするか、どちらかにすべきであると提案したが、参加者数名がこれに反対した。

非公式協議の後、夕方にコンタクトグループが再開された。協議により、提出された意見書のうち細かい部分に関する記述やインターセッションのワークショップに関する部分を削除することとなった。また、京都議定書第4回締約国会合 (COP/MOP 4) 決議に向けた勧告と記載する文面が削除されることとなり、SBSTA結論書が参加者の合意を受けた。

教育・訓練・啓発: 改正版・ニューデリー作業計画について記載する付属文書のための文面ではすでに参加者の合意に達しており、午前と午後の協議をもって決議案が合意を受けた。

条約 (UNFCCC) の資金メカニズム: 地球環境ファシリティ (GEF) に対する追加的指針: 午前中、共同議長が新たにとりまとめた文章について議論され、特に、国ごとの対話 (ダイアログ)、実施機関、共同出資と増分費用の概念に関する文章について括弧で書かれた部分について討議された。その後、引き続き非公式協議が行われた。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書 (AR4): 共同議長がSBSTA結論書草案とCOP決議案を1つのパッケージとして提案した10日夕方以降も協議は続いた。ある途上国がこの件について留保するとの姿勢を示し、全体会合でも重ねて留保する意向を表明した。その文章は、締約国から提出された意見やワークショップ、SBSTAへの同ワークショップに関する報告、第29回SBSTA会合 (SBSTA 29) までの検討課題、COPの下でAR4に関連するすべての議題項目を伝えるという決定内容などが盛り込まれたものだった。

緩和: 緩和の科学的・技術的・社会経済的側面に関する非公式協議は11日 (火) のSBSTAで素案を取り上げるということで参加者の意見が一致した。



ナイロビ作業計画 (NWP): NWPが行動の触媒として作用したという点で進捗が見られたことを歓迎するとともに、適応に関するすべての分野の専門家が配置されるようUNFCCCの専門家リストを更新するよう締約国に要請、事務局にはNWPに専門家が参加することによって得られた教訓についてレポートを作成するよう要請し、第29回SBSTA会合 (SBSTA 29) までに専門家グループの結成について検討するよう求める内容のSBSTA結論書草案について合意に達した。

非附属書 I 締約国の国別報告書: 専門家諮問グループ (CGE): 10日 (月) 午前のコンタクトグループ会合では、新たな共同議長案の文面が配布された。米国はこれを踏まえて作業することに前向きな姿勢を示す一方で、CGEの委託条項に関する米国見解をまとめたペーパーを提起した。その後、非公式にパラグラフごとの審議が続けられた。

資金的・技術的支援: 午後、非公式協議が開催され、夕方遅くまで議論が続けられた。

森林減少からの排出量の削減: 1日を通して非公式協議が行われ、夜にかけても行われた。“パイロット”活動という表現のかわりに“実証 (demonstration)”という言葉を使用した共同議長案が合意を受けた。ある締約国から出された、炭素貯蔵 (carbon stock) の維持と強化を含めるといふ提案については賛同が得られなかったものの、今後の会合で本件について検討することについては前向きな姿勢が見られた。また、実証活動において用いられるモダリティ (手順) を示した付属書については保留となった。11日 (火) 午前に協議再開の予定。

技術移転 (SBSTA): 非公式会合が終日にわたって行われ、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) への委託事項について、ほぼ内容がまとまった。合意が得られたのは、EGTTがパフォーマンス指標を作成の上、SBIとSBSTAに報告を行うという点、少なくとも年2回のEGTT会合の実施、すべての分析評価における基準の一覧表について配慮していくという点である。一方、懸案事項となったのが、SBSTA及びSBIの議題項目の下で合同コンタクトグループを開催するかどうかという問題とEGTTへの融資に関する決議案の文面である。

技術移転 (SBI): 非公式に会合が続けられたが、10日夜までに議論の進展はほとんどなかったと報告されている。

廊下にて

12月10日 (月) の会議場では、参加者は数多くのSBIとSBSTAの議題にもとづく議論で作業完了をめざして奔走したが、その結果はまちまちであったと伝えられている。注目に値する成功を収めることが出来たのは、適応基金。夕方、最終案で合意に達した際は、熱狂的な拍手が沸き起こった。「GEFが事務局、世銀が評議理事を務めるという決定事項は概ね予想されていたことではあるが、今後3年ごとにレビューを実施するまでの暫定措置と言及されたことには驚いた。」と、あるオブザーバーの声。また別の参加者は「細かい部分まできっちりと好みの内容になったかどうかは別にして、基金に関して決着がつけられたことは喜ばしいと思っている人が多いだろう。」と話していた。

一方、8日 (土) に共同ファシリテータが配布した条約トラックに関する“ノンペーパー”については、交渉の確固たるたたき台となるとして、参加者からほぼ全面的に支持が寄せられたが、



Earth Negotiations Bulletin
COP13/COP/MOP3
<http://www.iisd.ca/climate/cop13>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

締約国が果たしてパリ・ロードマップで共通のビジョンを掲げられるかどうかという問題については今後の審判を待たねばなるまい。長丁場に及び数日間の交渉にすでに脇を固めた締約国の間では、数値目標に関する文言と数値目標の対象国に関する部分で最初の攻防戦が繰り広げられている。「共同ファシリテータの案は手始めの文章としてはいいが、最終日の14日(金)までにパリ・ロードマップで合意できるとは思えないね。」と釘を刺すような意見もあったが、「京都議定書第9条の第2回見直しの問題やAWGの問題も、閣僚会合に持ち越しとなって、パリ会議終了間際に決着となるのではないか」との予想も聞かれた。

また、本日オスロで行われた IPCC のノーベル平和賞受賞の様子がパリ会議場の一室で実況中継されたことも話題となった。残念ながら、そして少々皮肉なことだが、IPCC に関する文面の交渉のため、一部の参加者は夕方から缶詰め状態となって受賞式の光景を観ることができなかった。

Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> 執筆・編集: Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Ph.D., Kati Kulovesi, Miquel Muñoz, Ph.D., Chris Spence, デジタル編集: Leila Mead, 編集: Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org, The IISD Reporting Services 責任者: Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org, ENB Sustaining Donors (継続寄贈者) は下記の通りです: 英国政府 (国際開発省 (DFID) 経由)、アメリカ合衆国政府 (国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府 (CIDA)、デンマーク外務省、ドイツ政府 (連邦環境省 BMU、連邦開発協力省 BMZ 経由)、オランダ外務省、欧州委員会 (DG-ENV)、イタリア環境領土省自然保護局、スイス連邦環境局 (FOEN)、2007 年の ENB 全般に対する支援は、下記の政府、機関から提供されています。ノルウェー外務省および環境省、オーストラリア政府、オーストラリア連邦農林・環境・治水省、スウェーデン環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本国環境省 (地球環境戦略研究機関 IGES 経由) および経済産業省 (地球産業文化研究所 GISPRI 経由)。ENB のフランス語訳は International Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳はスペイン環境省が支援しています。日本語の翻訳は地球産業文化研究所 (GISPRI) が行っています。ENB に掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしも IISD や他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENB の抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENB およびレポーティングサービスに関するお問い合わせは IISD レポーティングサービス責任者まで kimo@iisd.org, TEL +1-646-536-7556、住所 300 East 56th St. Apt 11A, New York, NY 10022, USA, 国連気候変動会議 - パリ会議 - ENB チームの連絡先: chris@iisd.org, パリで発行している ENB レポートはリサイクルペーパーを使用しています。

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳